



鳥取県公報

平成16年10月15日(金)

号外第153号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等(766) (行政経営推進課).....	1
	県道の区域の決定(767)(道路課).....	2
	県道の供用の開始(768)().....	2

告 示

鳥取県告示第766号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第73号)第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)	第6条第1項	公文書の開示請求	平成16年10月15日
鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)	第40条	公有財産の取得等の事務手続の終了報告	〃
職員の旅費に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)	第13条第1項	職員の旅費の請求	〃
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)	第3条第1項	男女共同参画推進員に対して行う県の施策に係る苦情の申出及び知事への申出に対する県の対応結果の通知に係る不服の申出	平成16年11月1日
鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年鳥取県規則第73号)	第5条第1項及び第2項	第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告	平成16年10月15日
港湾法施行細則(昭和51年鳥取県規則第52号)	第2条第1項及び第3項	港湾施設の使用等の許可の申請	〃

鳥取県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月15日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
渡余子停車場線	境港市渡町字取溝2617 - 1地先から同市渡町字外江道2631地先まで	14.5～39.0	26.0

鳥取県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月15日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
渡余子停車場線	境港市渡町字取溝2617 - 1地先から同市渡町字外江道2631地先まで	平成16年10月16日